



平成 27 年 5 月 28 日

各 位

上場会社名 TOWA 株式会社
代表者 代表取締役社長 岡田 博和
コード番号 6315
問合せ先責任者 執行役員経営企画本部長
蒲生 喜代重
TEL (075) 692 - 0251

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 28 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

記

1. 当社および子会社の取締役ならびに従業員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令遵守を重要課題と位置付け、当社および子会社の取締役ならびに従業員が、法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための規範となるコンプライアンス規程をはじめ、法令遵守に係る規程を整備・制定する。
- (2) 取締役、管理職および従業員に対して階層別に必要な研修を定期的に実施し、コンプライアンスに対する意識の維持・向上を図る。
- (3) 内部監査室は、その監査の一環として法令遵守体制の有効性について監査する。
- (4) 前二項の結果は、定期的に取締役会および監査役会に報告する。
- (5) 法令上疑義のある行為等について、直接情報提供を受ける手段として通報者の保護を徹底した公益通報・相談システムを充実する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

取締役会議事録、稟議書、帳票類、各種契約書、その他取締役の職務執行状況を示す主要な保存文書・情報類（電磁的媒体を含む。）の明確化を行い、適切な保存期間の設定および管理办法を明確にするために「文書管理規程」、「情報システム管理規程」の見直し・整備を推進する。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社の代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、当社および子会社の経営環境、事業活動、会社財産の状況を踏まえたリスクの識別、分析および評価を実施する。
- (2) 識別および分析されたリスクに応じたリスク管理組織を設置し、リスク管理を有効にするための具体的な管理計画の策定に基づいた管理の実行と定期的な評価を行う体制を構築する。

- (3) 前項のリスク管理に関する実行と評価は、定期的に取締役会に報告する。
- (4) 内部監査室は、その監査の一環としてリスク管理の有効性について監査する。

4. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、あらかじめ経営会議において協議を行い、取締役会が決定する。
- (2) 当社の取締役会が執行を決定した経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、経営会議において定期的にレビューを行い、取締役会に報告する。
- (3) 当社は、取締役の職務の執行の効率性を確保するために、執行役員制度の導入によって職務分担と権限を明確にし、社内組織における適切な役割分担と連携を行う体制を構築する。
- (4) 当社および子会社は、権限およびその他の組織に関する基準を定め、これを準拠し、業務を執行する。
- (5) 当社および子会社は、業務の簡素化、組織のスリム化およびＩＴの適切な活用を通じて業務の効率化推進体制を構築する。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「組織・職務分掌規程」および「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社統括担当部門および各本部は、それぞれの所管業務を通じて、子会社の事業における内部統制システムの構築・整備・運用について指導・管理する。また、子会社の決算書類およびその他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
- (2) 内部監査室は、「国内外事業会社内部監査規程」の定めるところに従って、子会社における法令遵守およびリスク管理体制等内部統制システムの構築と運用について監査する。

6. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役が求めたときは、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助すべき従業員を必要に応じて配置する。

7. 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助すべき従業員が監査役補助職務を担うときは、独立した組織で監査役直属とし、監査役以外の指揮命令は受けない配置とする。
- (2) 監査役の職務を補助すべき従業員の人事異動、人事評価および懲戒に関しては、あらかじめ監査役の同意を得る。

8. 当社および子会社の取締役ならびに従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

会社経営および事業運営上の重要事項ならびに業務執行の状況および結果等、あらかじめ協議して定める監査役に対する報告事項について実効的かつ機動的な報告がなされるよう社内体制の整備を行う。

9. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「公益通報（内部通報）取扱規程」に基づき、監査役への通報を理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制とする。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 会社の重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するために、監査役が社内の重要な会議等に出席できる体制を確保する。
- (2) 代表取締役社長と監査役（会）は定期的に会合をもち、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識と信頼関係を深めるように努める。

以上